

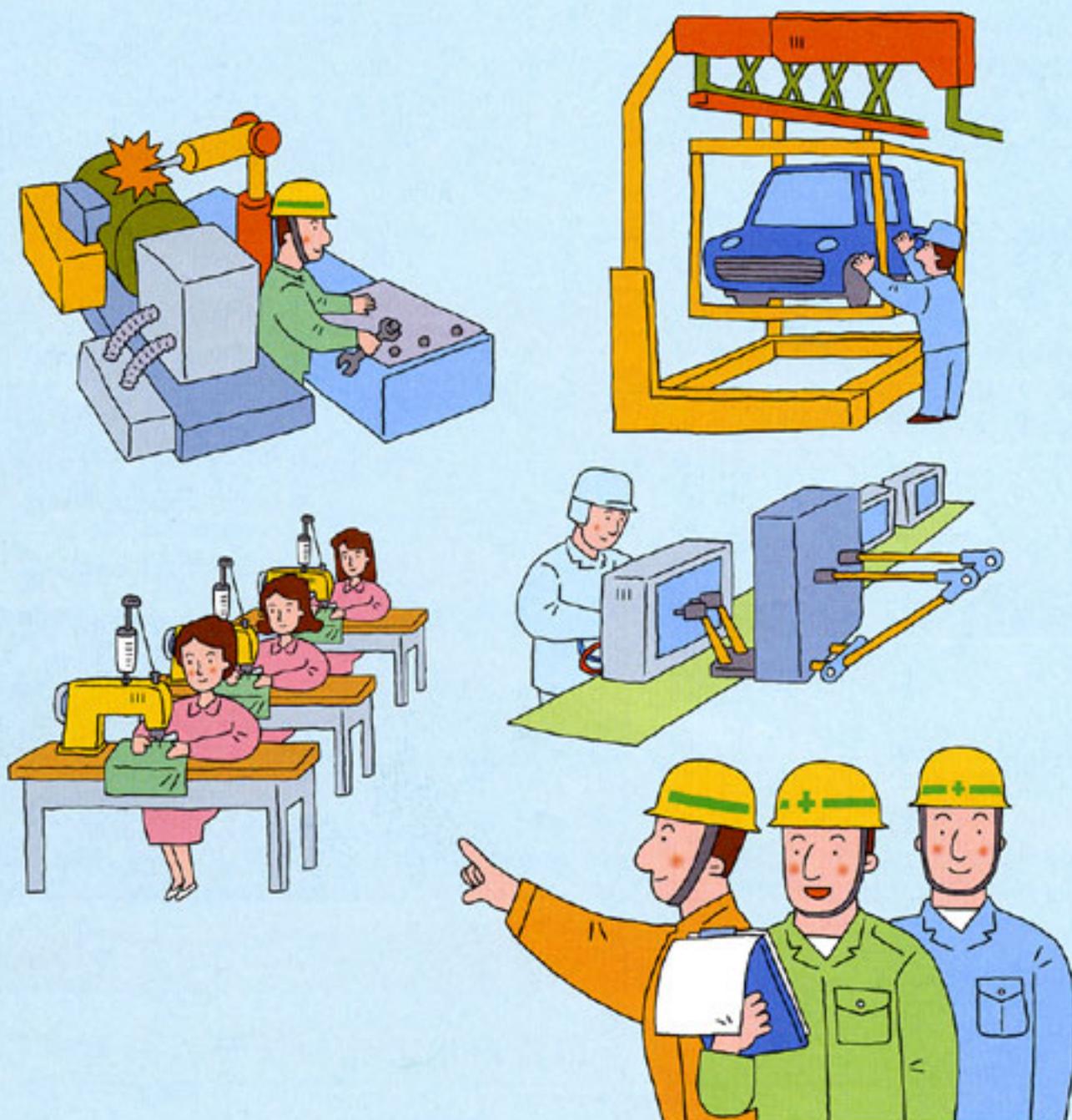
災害ゼロから危険ゼロへ！

# 職場のリスクアセスメント

～労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（危険有害要因の特定等）～

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針では、職場の潜在的な危険又は有害な要因を見つけ出し、これを除去又は低減することを求めています。

リスクアセスメントはこのための効果的な手法です。



## 指針の公表

国は平成11年4月に「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」を公表しました。

## 指針の目的（第1条）

労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動の促進により、労働災害の潜在的危険性の低減等を通じ、事業場における安全衛生水準の向上に資すること。

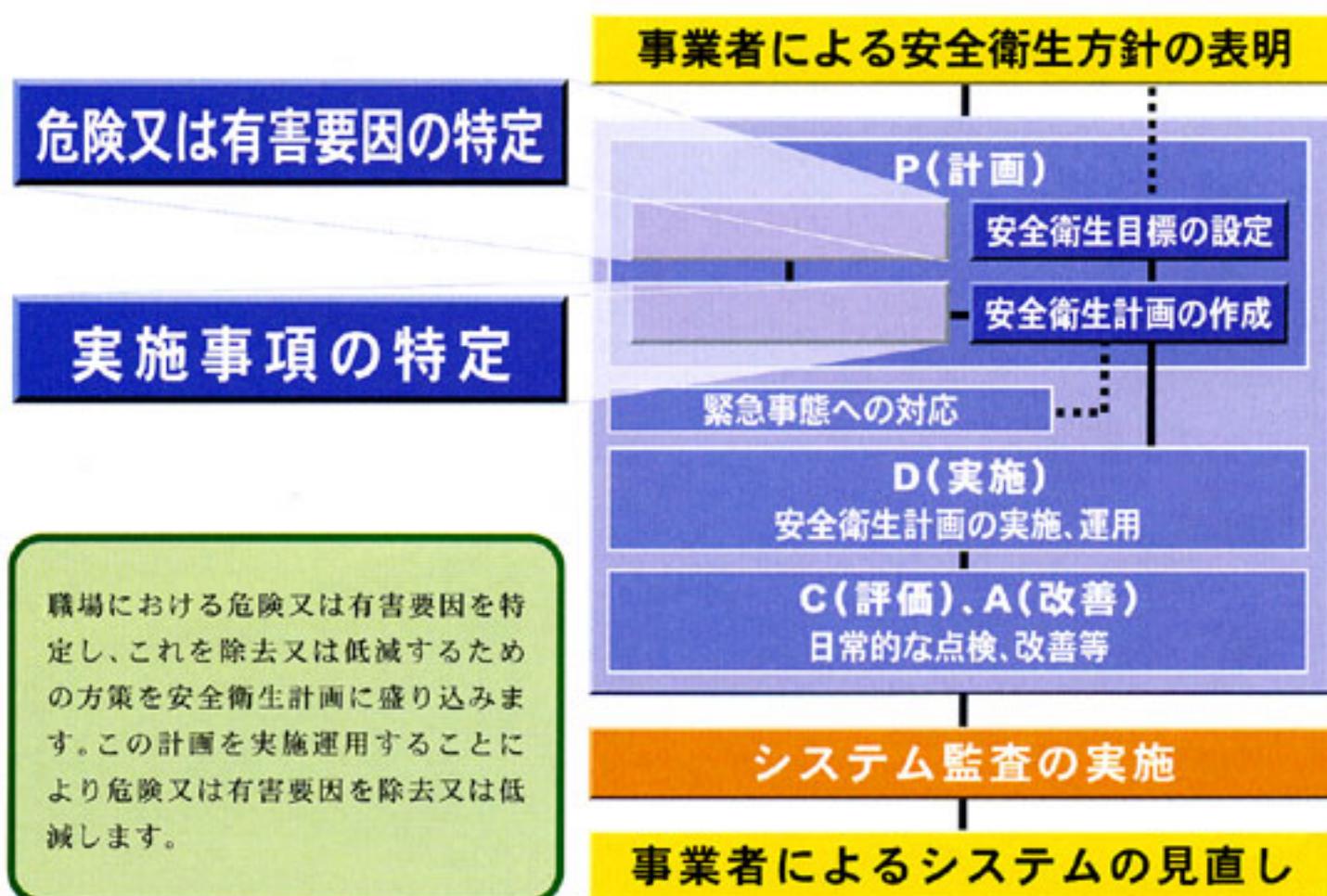
## 指針の適用（第2条）

労働安全衛生マネジメントシステムを確立しようとするすべての業種及び規模の事業場を対象とする。

## 危険又は有害要因の特定及び実施事項の特定（第6条）

指針第6条では、以下のことを求めています。

- ① 事業場における機械、設備、化学物質等の危険又は有害要因を特定する手順を定め、これに基づき危険又は有害要因を特定する。
- ② 労働安全衛生関係法令等に基づき実施すべき事項及び①で特定された危険又は有害要因を除去又は低減するために実施すべき事項(対策)を特定する手順を定め、これに基づき実施事項を特定する。



## リスクアセスメントの意義

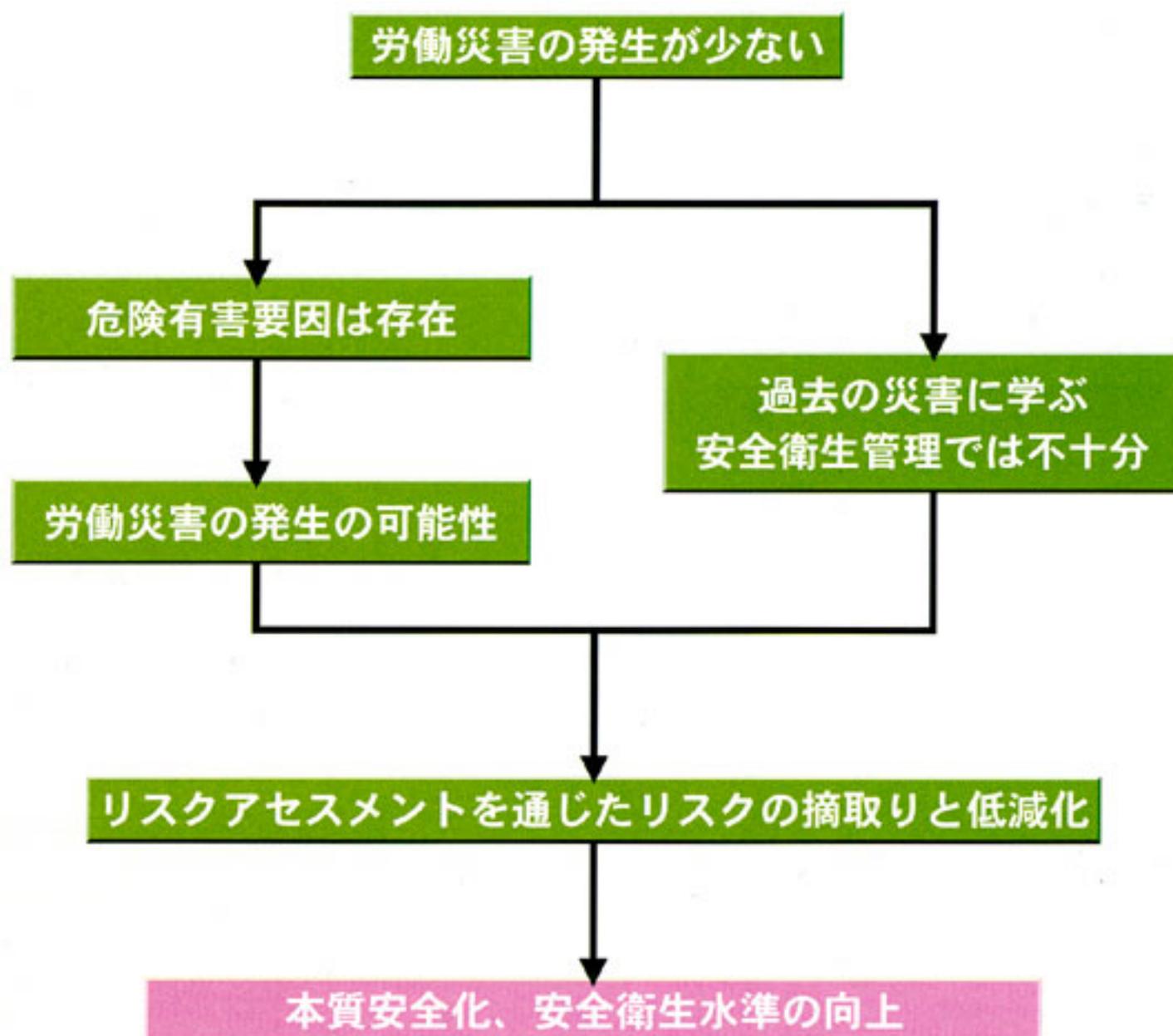
従来は、同種、類似の災害の再発防止対策を樹立し、これを職場に徹底するというアプローチが基本でした。

しかし、近年、災害の減少により状況が変わってきており、「過去の災害に学ぶ」という安全衛生管理がなじまなくなってきました。また、災害がほとんど発生していない事業場であっても、「労働災害の危険性のない職場」であるということには必ずしもなりません。これからは、この危険性を事前に摘み取ることを重点的に行う必要があります。このことが、指針第6条で求められています。

この手法としては、安全衛生パトロール、安全衛生診断、KY活動、リスクアセスメント等があります。

その重要な手法の一つであるリスクアセスメントは、職場に存在する危険有害要因（ハザード）を把握し、これについての危険又は有害性（リスク）の程度（リスクレベル）を明らかにし、この程度に応じて、リスクを除去・低減するために必要な事項（対策）を決定するための手法です。安全衛生パトロールなどの経験的な手法と比べて、体系的、論理的に実施する点に特徴があります。

この手法の適切な実施は、職場の本質安全化や安全衛生水準の向上に結びついていきます。



# リスクアセスメントの基本的な手順

## 手順1 危険有害要因（ハザード）の洗出し

職場における作業、機械・設備や環境などについての人に危害を及ぼしうる危険有害要因（ハザード）を洗い出します。これは、例えば、機械の作業者がはさまれそうな箇所や人が転倒するおそれのある床面の出っ張りなどがあります。

## 手順2 危険有害要因（ハザード）ごとのリスクの見積り

洗い出したすべての危険有害要因（ハザード）について危険有害性（リスク）の見積りを行います。このため、リスクを危険有害要因（ハザード）によるけがや健康障害の発生の可能性とそれが発生したときの被害の重大性の組合せで考えます。

見積りの方法としては、数値化しない方法と数値化する方法の例として、例えば、次のものがあります。

### 例1: リスクの見積り表

可能性 \ 重大性	わずかに危険有害	危険有害	極めて危険有害
可能性が極めて小さい	許容可能なリスク	許容可能なリスク	中程度のリスク
可能性が小さい	許容可能なリスク	中程度のリスク	大きなリスク
可能性が大きい	中程度のリスク	大きなリスク	耐えられないほどのリスク

### 例2: リスクの見積り及び評価表

1) 危険有害要因（ハザード）について予想される労働災害の発生の可能性の区分と配点

高い	ふつう	低い
10点	5点	2点

2) 労働災害による被害の重大性の区分と配点

死亡	重傷	軽傷
20点	10点	5点

**リスクポイント（リスクの大きさを表す尺度） = 可能性の程度 + 重大性の程度**

例えば、可能性が「ふつう」、重大性が「重傷」の場合

**リスクポイント = 5点 + 10点 = 15点**

### リスクの評価（許容の可否）

区分	許容の可否	リスクポイントの範囲
労働者の安全衛生確保にとって急迫した危険有害な状況である	否	20以上
労働者の安全衛生確保にとって相当程度の危険有害な状況である	否	19～11
労働者の安全衛生確保にとって特に危険有害の認められない状況である	可	10以下

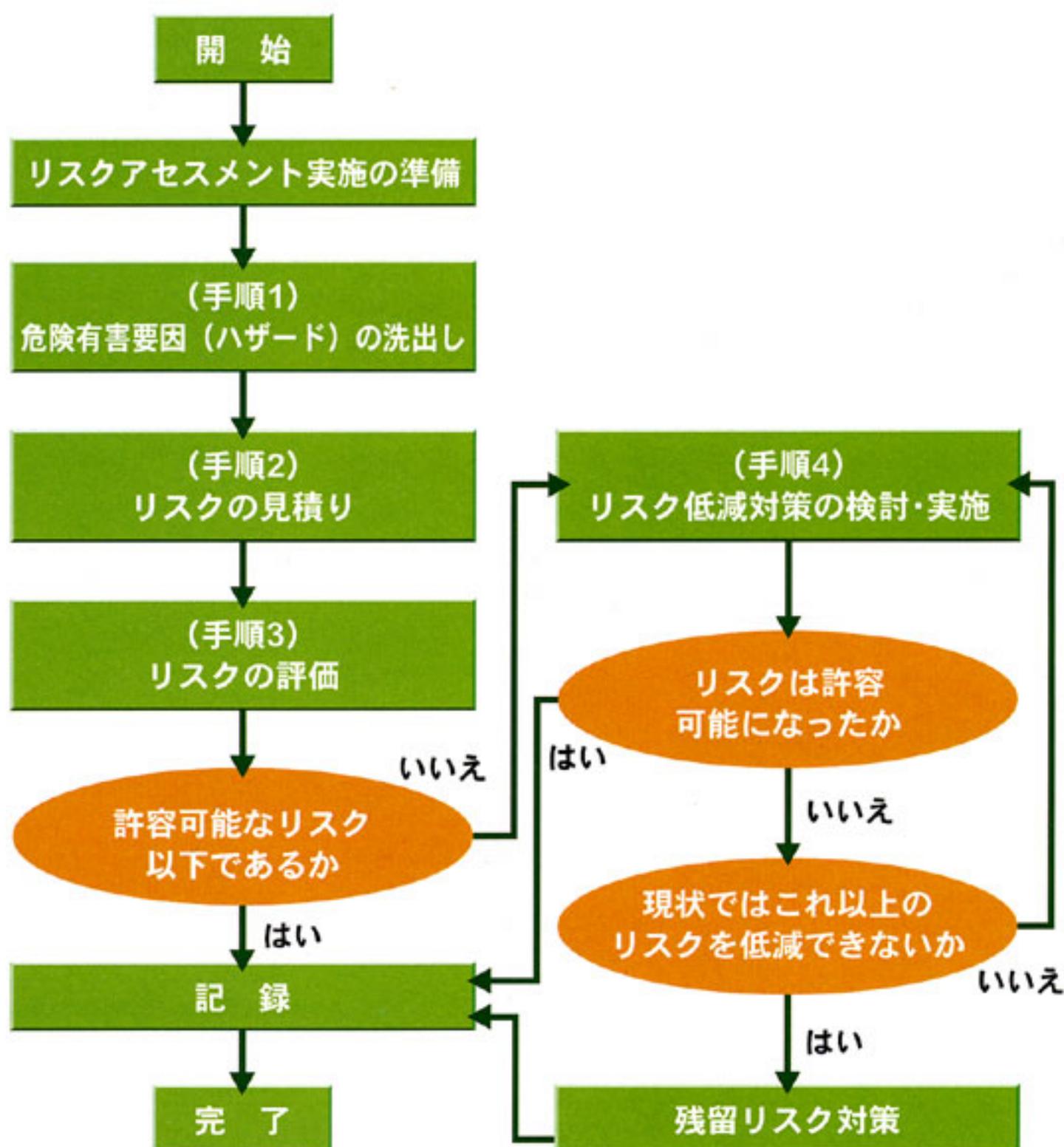
注: 数値化する方法には、「たし算」のほか「かけ算」の方法もあります。

### 手順3 リスクの評価

手順2で示した方法で見積もった個々の危険有害要因のリスクを許容可能なリスクかどうか、すなわち、リスクの除去又は低減対策が必要かどうか、及びその対策の優先順位を判断します。

### 手順4 リスクの低減対策の検討

リスク評価の結果、リスクの除去又は低減対策が必要とされた危険有害要因について、その優先順位に従い、具体的な対策を検討します。



リスクアセスメントの基本的な流れ(フロー図)



# 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

## ●目的

第1条 この指針は、事業者が労働者の協力の下に一連の過程を定めて継続的に行う自主的な安全衛生活動を促進することにより、労働災害の潜在的危険性を低減するとともに、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、もって事業場における安全衛生の水準の向上に資することを目的とする。

## ●適用等

第2条 この指針は、危険又は有害要因等を考慮しながら、労働安全衛生マネジメントシステムを確立しようとする事業者に適用する。

第3条 この指針は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の規定に基づき機械、設備、化学物質等による危険又は健康障害を防止するため事業者が講ずべき具体的な措置を定めるものではない。

## ●定義

第4条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 労働安全衛生マネジメントシステム 事業場において、安全衛生方針の表明、安全衛生目標の設定、安全衛生計画の作成、実施及び運用並びに安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善並びに一定の期間ごとに行う当該安全衛生方針の表明から安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善までの一連の過程の見直し等を連続的かつ継続的に実施する安全衛生管理に関する仕組みであって、生産管理等事業実施に係る管理に関する仕組みと一体となって実施され、及び運用されるものをいう。
- 二 安全衛生方針 事業場における安全衛生水準の向上を図るために事業者が表明する安全衛生に関する基本的考え方をいう。
- 三 安全衛生目標 安全衛生方針に基づいて事業者が設定する一定期間内に達成すべき到達点をいう。
- 四 安全衛生計画 事業者が、事業場における危険又は有害要因等を踏まえ、一定の期間を限り、安全衛生目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定める計画をいう。
- 五 緊急事態 労働災害発生の急迫した危険がある状態をいう。
- 六 システム監査 労働安全衛生マネジメントシステムが適切に実施され、及び運用されているかどうかについて、安全衛生計画の期間を考慮して事業者が行う調査及び評価をいう。

## ●安全衛生方針の表明

第5条 事業者は、安全衛生方針を表明し、労働者に周知させるものとする。

2 安全衛生方針には、次の事項を含むものとする。

- 一 労働者の協力の下に、安全衛生活動を実施すること。
- 二 労働安全衛生関係法令、事業場において定めた安全衛生に関する規程（以下「事業場安全衛生規程」という。）等を遵守すること。
- 三 労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施し、及び運用すること。

## ●危険又は有害要因の特定及び実施事項の特定

第6条 事業者は、事業場における機械、設備、化学物質等の危険又は有害要因を特定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、危険又は有害要因を特定するものとする。

2 事業者は、労働安全衛生関係法令、事業場安全衛生規程等に基づき実施すべき事項及び前項で特定された危険又は有害要因を除去又は低減するために実施すべき事項（以下「実施事項」という。）を特定する手順を定めるとともに、この手順に基づき、実施事項を特定するものとする。

## ●安全衛生目標の設定

第7条 事業者は、安全衛生方針に基づき安全衛生目標を設定するものとする。

## ●安全衛生計画の作成

第8条 事業者は、安全衛生目標を達成するため、第6条第2項で特定された実施事項、危険予知活動等の日常的な安全衛生活動に係る事項等を内容とする安全衛生計画を作成するものとする。

## ●労働者の意見の反映

第9条 事業者は、安全衛生目標の設定及び安全衛生計画の作成に当たり、安全衛生委員会の活用等労働者の意見を反映する手順を定めるとともに、この手順に基づき、労働者の意見を反映するものとする。

## ●安全衛生計画の実施及び運用等

第10条 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用するものとする。

2 事業者は、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用するために必要な事項について労働者、関係請負人その他の関係者に周知させる手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画を適切かつ継続的に実施し、及び運用するために必要な事項をこれらの者に周知させるものとする。

3 前条の規定は、安全衛生計画の実施及び運用について準用する。

4 事業者は、機械、設備、化学物質等の譲渡又は提供を受ける場合には、第6条第1項の危険又は有害要因の特定等に資するよう、これらの取扱いに関する事項を記した書面を入手するよう努めるとともに、当該事項のうち必要な事項を労働者に周知させる手順を定め、この手順に基づき、労働者に周知させるものとする。

## ●体制の整備

第11条 事業者は、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施し、及び運用する体制を整備するため、次の事項を行うものとする。

- 一 システム各級管理者(事業場においてその事業の実施を統括管理する者及び生産・製造部門、安全衛生部門等における部長、課長、係長、職長等の管理者又は監督者であって、労働安全衛生マネジメントシステムを担当するものをいう。以下同じ。)の役割、責任及び権限を定めるとともに、労働者、関係請負人その他の関係者に周知させること。
- 二 システム各級管理者を指名すること。
- 三 労働安全衛生マネジメントシステムに係る人材及び予算を確保するよう努めること。
- 四 労働者に対して労働安全衛生マネジメントシステムに関する教育を行うこと。
- 五 労働安全衛生マネジメントシステムの実施及び運用に当たり、安全衛生委員会等を活用すること。

## ●文書

第12条 事業者は、次の事項を文書により定めるものとする。

- 一 安全衛生方針
  - 二 安全衛生目標
  - 三 安全衛生計画
  - 四 システム各級管理者の役割、責任及び権限
  - 五 第6条、第9条(第10条第3項において準用する場合を含む。)、第10条第1項、第2項及び第4項、次項、第14条第1項及び第2項並びに第15条第1項の規定に基づき定められた手順
- 2 事業者は、前項の文書を管理する手順を定めるとともに、この手順に基づき、当該文書を管理するものとする。

## ●緊急事態への対応

第13条 事業者は、あらかじめ緊急事態が生ずる可能性を評価し、緊急事態が発生した場合に労働災害を防止するための措置を定めるとともに、これに基づき適切に対応するものとする。

## ●日常的な点検、改善等

- 第14条 事業者は、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を実施するものとする。
- 2 事業者は、労働災害、事故等が発生した場合におけるこれらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施する手順を定めるとともに、労働災害、事故等が発生した場合には、この手順に基づき、これらの原因の調査並びに問題点の把握及び改善を実施するものとする。
  - 3 事業者は、次の安全衛生計画を作成するに当たって、前二項の規定により実施した事項の結果を反映するものとする。

## ●システム監査

- 第15条 事業者は、定期的なシステム監査の計画を作成し、システム監査を実施する手順を定めるとともに、この手順に基づき、システム監査を実施するものとする。
- 2 事業者は、前項のシステム監査の結果、必要があると認めるときは、労働安全衛生マネジメントシステムの実施及び運用について改善を行うものとする。

## ●記録

第16条 事業者は、安全衛生計画の実施及び運用の状況、システム監査の結果等労働安全衛生マネジメントシステムの実施及び運用に関し必要な事項を記録するとともに、当該記録を保管するものとする。

## ●労働安全衛生マネジメントシステムの見直し

第17条 事業者は、第15条第1項のシステム監査の結果を踏まえ、定期的に、労働安全衛生マネジメントシステムの妥当性及び有効性を確保するため、安全衛生方針の見直し、この指針に基づき定められた手順の見直し等労働安全衛生マネジメントシステムの全般的な見直しを行うものとする。

「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」については、中央労働災害防止協会安全衛生情報センターのホームページ([http://www.jaish.gr.jp/hor\\_s\\_shsi/hor\\_s\\_shsi/100121](http://www.jaish.gr.jp/hor_s_shsi/hor_s_shsi/100121))でご覧いただけます。

リンクによる場合は、「中央労働災害防止協会ホームページ」→「安全衛生情報センター」→「法令通達」→「告示・指針」→「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」(「労働安全衛生規則」欄内)です。

ほかに、厚生労働省の報道発表資料として見ることもできます。( [http://www.jil.go.jp/kisya/index\\_2-11\\_4.html](http://www.jil.go.jp/kisya/index_2-11_4.html) )

### ●関係ホームページ

- |            |   |
|------------|---|
| 厚生労働省      | : <a href="http://www.mhlw.go.jp/">http://www.mhlw.go.jp/</a>   |
| 中央労働災害防止協会 | : <a href="http://www.jisha.or.jp/">http://www.jisha.or.jp/</a>   |
| 安全衛生情報センター | : <a href="http://www.jaish.gr.jp/">http://www.jaish.gr.jp/</a>   |
| 日本労働研究機構   | : <a href="http://www.jil.go.jp/kisya/mokuji.html">http://www.jil.go.jp/kisya/mokuji.html</a> (厚生労働省の報道発表資料のリンク先) |

ご不明な点などありましたら、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署にお問い合わせください。